

令和4(2022)年度科学研究費助成事業における補助条件等の主な変更点について

「データベース」補助条件(令和4(2022)年度)の主な変更点

令和3(2021)年度交付決定時	令和4(2022)年度交付内定時
<p>(略)</p> <p>1 総則</p> <p>(略)</p> <p>【研究活動の公正性の確保等】</p> <p>1-4 補助事業において、不正使用(故意若しくは重大な過失による研究費の他の用途への使用又は研究費の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件に違反した使用)、不正受給(偽りその他不正な手段による研究費の受給)若しくは不正行為(発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等の故意による又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるねつ造、改ざん又は盗用)が行われること、又は関与することがあってはならない。</p> <p>2 補助金の使用</p> <p>(略)</p> <p>【補助金の各費目の対象となる経費】</p> <p>2-2 補助金の各費目の対象となる経費は、データベースの作成に必要となる経費のうち以下のとおりとする。</p>	<p>(略)</p> <p>1 総則</p> <p>(略)</p> <p>【研究活動の健全性・公正性(研究インテグリティ)の確保等】</p> <p>1-4 <u>代表者は、科研費による補助事業を行うに当たり、自身の研究活動等の透明性を確保し、説明責任を果たすために必要な取組を行わなければならない。</u></p> <p><u>また、補助事業において、不正使用(故意若しくは重大な過失による研究費の他の用途への使用又は研究費の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件に違反した使用)、不正受給(偽りその他不正な手段による研究費の受給)若しくは不正行為(発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等の故意による又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるねつ造、改ざん又は盗用)が行われること、又は関与することがあってはならない。</u></p> <p>2 補助金の使用</p> <p>(略)</p> <p>【補助金の各費目の対象となる経費】</p> <p>2-2 補助金の各費目の対象となる経費は、データベースの作成に必要となる経費のうち以下のとおりとする。<u>なお、データ収集・整理を行うための経費、システム開発・管理を行うための経費(書籍購入費、システム開発委託費、サーバー購入費、サーバー保守費等)は対象とならない。</u></p>

<p>3 補助事業を変更する上で必要な手続（交付申請書の記載内容の変更にあたっての遵守事項等）</p> <p>（略）</p> <p>4 実績の報告</p> <p>（略）</p> <p>5 その他</p> <p>（略）</p>	<p>3 補助事業を変更する上で必要な手続（交付申請書の記載内容の変更にあたっての遵守事項等）</p> <p>（略）</p> <p>4 実績の報告</p> <p>（略）</p> <p>5 その他</p> <p>（略）</p>
--	--